

3 情 個 第 1 1 号

令和3年10月20日

京丹後市長 中 山 泰 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 曾 根 寛

答申書の交付について

京丹後市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別添の答申書を交付します。

事件番号 令和3年9月6日付け3情個第1号

事 件 名 個人情報開示請求に対する令和3年4月26日付け3総務第162号
－ 1 個人情報部分開示決定に係る審査請求

答 申 書

第1 審査会の結論

本件異議申立の対象とされた個人情報につき部分開示とした京丹後市長の決定は妥当と思料されることから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 不服申立ての経緯

- 1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2に基づき、戸籍に記載されている者以外の者（以下「戸籍請求者」という。）から戸籍謄本及び改製原戸籍謄本（以下「戸籍謄本等」という。）の請求書が令和3年4月12日付けで処分庁に提出された。同日、処分庁において、請求に係る要件及び理由を確認の上、戸籍請求者に対して戸籍謄本等を交付した。
- 2 処分庁が戸籍請求者に交付した戸籍謄本等に審査請求人●●●●氏（以下「審査請求人」という。）の氏名の記載があったことから、処分庁は、令和3年4月15日付けで京丹後市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知要綱（平成24年京丹後市告示第166号。以下「本人通知要綱」という。）第8条の規定に基づく京丹後市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知書（以下「本人通知書」という。）を審査請求人に郵送した。
- 3 審査請求人から、京丹後市個人情報保護条例（平成17年京丹後市条例第11号。以下「保護条例」という。）第18条第1項の規定に基づく個人情報開示請求書が令和3年4月19日付けで処分庁に提出された。
- 4 処分庁は、令和3年4月26日付け3総務第162号-1により、保護条例第23条第1項の規定に基づく個人情報部分開示決定の通知を審査請求人に交付した。
- 5 審査請求人は、令和3年7月26日付けで、個人情報部分開示決定に対して不服申立てをした。

第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

- 1 処分庁は、個人情報開示請求に対する部分開示決定に係る非開示情報を戸籍謄本等の交付の請求書であることを明かし、当該請求書は審査請求人以外の戸籍に

記載された者（以下「戸籍請求対象者」という。）に関する戸籍謄本等の交付請求書であるとの理由で、その全てを非開示とした。

2 仮に、処分庁が主張するように、戸籍請求対象者の戸籍謄本等が請求され、当該戸籍謄本等が交付されたとしても、審査請求人の戸籍の情報が含まれた戸籍謄本等が戸籍請求者に交付されたことから、当該戸籍謄本等の交付の請求書は、審査請求人の個人情報でもある。

3 よって、本件戸籍謄本等の交付請求書を開示し、どのような目的で審査請求人の戸籍謄本等の交付がされたのかを明らかにするべきである。

第4 処分庁による個人情報部分開示の決定に係る理由の説明

1 戸籍は、戸籍法に基づき編製され、身分行為によって編製された時点ごとの戸籍が存在する。

したがって、本件戸籍謄本等の交付に当たっては、審査請求人を対象としない戸籍謄本等の請求があった場合においても、戸籍の編製により、同一戸籍内にある審査請求人の氏名が記載された戸籍が交付されることがあり得る。

2 京丹後市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度（以下「本人通知制度」という。）は、住民票の写し等（本件戸籍謄本等を含む。）を第三者に交付した場合において、事前の申込みにより登録された者に対し、その事実を通知する制度であり、本制度を通じて、住民票の写し等の不正請求及び不正取得を抑止する性格を有するものである。

審査請求人は、当該本人通知制度に登録しており、戸籍請求者に交付した戸籍謄本等に、審査請求人の氏名の記載があったことから、処分庁はその事実を通知したものである。

3 本件戸籍謄本等の請求は、戸籍法第10条の2に基づくものであり、戸籍請求者から提出された戸籍謄本等の請求書等により請求に係る正当な理由を確認し交付している。

また、本件戸籍謄本等の請求は、そもそも審査請求人を対象としたものではなく、戸籍請求対象者を対象とした請求である。

4 本件個人情報部分開示決定に係る不開示部分は、戸籍謄本等の請求書に該当する部分であり、前述のとおり戸籍謄本等の請求は審査請求人を対象として請求さ

れたものではなく、戸籍請求対象者の戸籍を請求したものである。

よって、当該戸籍謄本等の請求書は、審査請求人に係る個人情報ではなく、戸籍請求対象者に係る個人情報（戸籍謄本等の請求の委任関係を含む。）であり、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められ、保護条例第19条第2号を適用して非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 保護条例に基づく個人情報開示について

保護条例の目的は、第1条に規定されているように、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の処分庁が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。また、処分庁の責務は、第3条に規定されるように、保護条例の目的を達成するために、必要な措置を講じるとともに、保護条例の解釈及び運用に当たっては、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分に尊重しなければならないとされている。

しかし、保護条例は、全ての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第19条において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、処分庁の開示義務を免除している。当然に、第19条各号に規定される非開示情報のいずれかに該当するか否かの判断に当たっては、当該各号の規定の趣旨を十分に考慮するとともに、開示請求に係る保有個人情報の取扱いや収集目的などをも勘案しつつ、条例の目的に照らして本人の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならない。

2 本件審査請求について

- (1) 本人通知制度は、本人通知要綱で定める住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録した者に対し、その交付の事実が通知されるものである。

本件戸籍謄本等の請求書が処分庁に提出され、処分庁から戸籍等請求者に交付された戸籍謄本等の中に審査請求人の氏名の記載がされていた。この戸籍請求者への交付は、本人通知制度に登録していた審査請求人への本人通知書の郵送により審査請求人の知るところとなった。

審査請求人は、戸籍請求者たる第三者がどのような正当な理由を有し、審査請求人の氏名が記載された戸籍謄本等が交付されたのか、その目的の開示を求める審査請求を行ったものである。

- (2) 当審査会において、本件個人情報開示請求に係る保有個人情報が記載された公文書の見分を行った結果、当該公文書は、戸籍請求者が提出した戸籍謄本等の請求書であった。また、当該請求書における請求に係る者の氏名は、審査請求人ではない戸籍請求対象者の氏名が記載されていた。したがって、本件戸籍謄本等の請求書は、審査請求人の戸籍謄本等を取得するために提出されたものではない。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 前述 2 (2)において明らかにしたように、戸籍謄本等の請求書は、審査請求人を対象として戸籍謄本等の交付を求めたものではなかった。しかしながら、審査請求人は、本人通知書を受けた時点において、審査請求人を対象とした戸籍謄本等の請求があったものと考え、本件個人情報開示請求を行ったところ、処分庁は保護条例第 19 条第 2 号により戸籍請求書は、戸籍請求対象者の個人情報であるとして本件処分を行ったものである。

- (2) 本件戸籍謄本等の請求は、戸籍法第 10 条の 2 に基づく手続きにより戸籍請求者からなされたものである。さらに、審査請求人を対象として戸籍謄本等を取得するためのものではなかった。戸籍請求者が、審査請求人以外の戸籍に記載された者（戸籍請求対象者）を対象として、戸籍の情報を求めた際に、右請求に付随して審査請求人の戸籍の情報が、当該戸籍請求者にもたらされたものである。このような事態は、処分庁の主張するように戸籍の編製からすれば、戸籍法が不正の取得目的を有する者を排除しながら第三者からの戸籍謄本等の取得を認めていることから現行の法制度の下では通常に起こることである。そこで、このような事情について検討すると、本件戸籍謄本等の請求書の開示については、審査請求人の戸籍の情報を取得した戸籍請求者ひいては戸籍請求対象者の情報を求める審査請求人の利益と、付随した情報として審査請求人の戸籍情報を得た戸籍請求者及び戸籍請求対象者の情報を開示しないことによって得られる戸籍請求者及び戸籍請求対象者の利益を比較衡量した場合、当審査会として戸籍請求者及び戸籍請求対象者の情報を開示しないことにより戸籍請求者及び戸籍請求

対象者のプライバシーの利益が守られるべきものとする。加えて、本件戸籍謄本等の請求の根拠となる戸籍法第10条の2のうちのいずれかの手続きによるものかを明らかにすることにより、当該戸籍請求対象者及び戸籍請求の理由が推測され、戸籍請求対象者の権利利益を害するおそれがあるものと思われる。

よって、処分庁が保護条例第19条第2号により戸籍請求者及び戸籍請求対象者の正当な権利利益を害するおそれがあるものとして、本件個人情報開示請求に係る対象保有個人情報のうち戸籍謄本等の請求書を不開示とした処分庁の判断は妥当であることから、本件請求は棄却されるべきである。

第6 付言

本件審査請求は、本人通知制度を発端としてなされたものである。

現行本人通知要綱第8条は、「市長は、第三者からの請求により登録者の住民票の写し等を交付したときは、登録者に対して京丹後市住民票の写し等の第三者交付に係る本人確認通知書により通知する。」と規定されているところ、同規定は市長が第三者交付に係る本人確認通知書を通知すべき登録者につき、戸籍請求の対象となった登録者に限定する趣旨であるのか、若しくはおよそ戸籍請求に応じて交付した戸籍等に記載のある登録者をも含む趣旨であるのかは、その解釈に委ねられるものと考えられるが、登録者本人が請求対象者となった場合に、登録者の戸籍等を交付したときに通知をする趣旨であると解釈することもできる。他方、本件は、登録者以外の者が請求対象者となった戸籍謄本等の請求に当たって、付随する情報として戸籍に記載されていた登録者である審査請求人の戸籍謄本等を第三者に交付したことから本人通知を行ったものである。このような現在の本人通知制度の運用については、処分庁の主張するように、戸籍謄本等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することが期待されることから、本人通知を行う登録者を広く採用することが本人通知制度の目的に資するものとの考えによるものと推測され、当審査会も現在の運用を十分尊重に値するものであると考える。

しかしながら、現在の運用では、本人通知制度による通知により不正取得であるのか否かを判断し得るのは戸籍請求の対象となっている登録者本人と思われるが、戸籍請求の対象者ではない登録者には、不正取得であるのか否かを判断をするに足りる情報が与えられない結果となり、かえって請求対象者ではない登録者の不安を

強くするという側面があると言わざるを得ない。よって、今後の本人通知制度の運用は、戸籍請求の対象となっていない登録者の心情に配慮するとともに、戸籍請求が行われたことが結果的に戸籍請求の対象者ではない登録者に通知されることによる登録者の立場にも配慮し検討することが肝要であると考えます。

以上のことから、処分庁は、保護条例及び関連法令等を再度確認した上で、本人通知制度の在り方、仕組み及びその運用、既登録者への制度説明の内容等を再考し、本人通知要綱の規定に則した運用に努め、本人通知制度が既登録者への不安を助長することなく、市民の理解を得て、より有益な制度となるよう、本件審査請求を斟酌し、適切に対応されることを求め付言とする。

第7 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------|--------------------------------|
| 令和3年 9月 6日 | 諮問書・弁明書の受理 |
| 令和3年 9月 21日 | 審査請求人及び処分庁による口頭意見陳述 審議（第1回） |
| 令和3年10月13日 | 審議（第2回） 答申の検討 |
| 令和3年10月20日 | 答申 |